

京 都 大 学 図 書 館 保 管 資 料 特 別 利 用 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

(前 略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

写真撮影等に係る利用料

区 分		利 用 料
1. 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき <u>4,200 円</u>
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで <u>4,200 円</u> 50コマを超える場合は 50コマごとに <u>2,100 円</u>
2. 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。)		1点につき <u>5,250 円</u>
3. 模写		1点1日につき <u>2,100 円</u>
4. 模造等		1点1日につき <u>2,100 円</u>

(消費税額を含む。)

備考 (略)

別表第2

写真原板等の使用に係る利用料

区 分	利 用 料
1. 単片フィルム(デジタルデータ)	1点につき <u>3,150 円</u>

別表第1

写真撮影等に係る利用料

区 分		利 用 料
1. 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき <u>4,320 円</u>
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで <u>4,320 円</u> 50コマを超える場合は 50コマごとに <u>2,160 円</u>
2. 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。)		1点につき <u>5,400 円</u>
3. 模写		1点1日につき <u>2,160 円</u>
4. 模造等		1点1日につき <u>2,160 円</u>

(消費税額を含む)

備考 (同 左)

別表第2

写真原板等の使用に係る利用料

区 分	利 用 料
1. 単片フィルム(デジタルデータ)	1点につき <u>3,240 円</u>

2. マイクロフィルム（デジタルデータ）	1点（件）につき 50コマ（カット）まで <u>3,150円</u> 50コマ（カット）を超える場合は 50コマ（カット）ごとに <u>1,575円</u>
----------------------	---

（消費税額を含む。）

2. マイクロフィルム（デジタルデータ）	1点（件）につき 50コマ（カット）まで <u>3,240円</u> 50コマ（カット）を超える場合は 50コマ（カット）ごとに <u>1,620円</u>
----------------------	---

（消費税額を含む。）

別表第3

複製等に係る利用料

区 分		利 用 料
1. 映画（ビデオを含む。）スライド又は出版物の複製販売	（1）映画	販売価格（本体価格）×複製本数
	（2）スライド	×5/100× <u>105</u> /100
	（3）出版物	販売価格（本体価格）×複製本数 ×3/100× <u>105</u> /100
2. 映画（ビデオを含む。）、スライドの営利上映又はテレビジョン放送		上映契約者が第三者から徴収する上映料（本体価格）の10/100× <u>105</u> /100
3. 映画（ビデオを含む。）の一部抜焼き		1分間当たり <u>5,250円</u>

（消費税額を含む。）

（後 略）

別表第3

複製等に係る利用料

区 分		利 用 料
1. 映画（ビデオを含む。）スライド又は出版物の複製販売	（1）映画	販売価格（本体価格）×複製本数
	（2）スライド	×5/100× <u>108</u> /100
	（3）出版物	販売価格（本体価格）×複製本数 ×3/100× <u>108</u> /100
2. 映画（ビデオを含む。）、スライドの営利上映又はテレビジョン放送		上映契約者が第三者から徴収する上映料（本体価格）の10/100× <u>108</u> /100
3. 映画（ビデオを含む。）の一部抜焼き		1分間当たり <u>5,400円</u>

（消費税額を含む。）